

議案第46号

志摩市下水道条例の一部改正について

志摩市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市下水道条例の一部を改正する条例

志摩市下水道条例(平成16年志摩市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第8条中「専属」を「所属」に改める。

第11条の3第1項第5号中「六価クロム0.5ミリグラム」を「六価クロム0.2ミリグラム」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。